

井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会
第7回 通学部会

会 議 録

日 時	令和5年11月8日(水) 午後6時30分～午後7時30分	
場 所	三田ヶ谷公民館 講堂	
委 員	福島委員、窪岡委員、岡村委員、関根委員、関根委員、須永委員、高野委員、飯塚委員、島崎委員、吉田委員、赤坂委員、今成委員、末柄委員、新井委員、蓮見委員、折原委員	
事 務 局	米花教育総務課長、蓮見学校教育課長、小林教育総務課総務係長	
会議の内容	1 開会 2 部会長あいさつ 3 議事 (1) 井泉小学校の到着・出発場所について (2) 広報はにゅう12月号でのスクールバス運行ルート案の掲載について (3) スクールバスの検討事項について 【継続協議内容】 (4) スクールバスの運行規程(案)について (5) その他 4 閉会	
会 議 録		
1 開 会	司 会 (教育総務課係長)	井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第7回通学部会を開会する。
2 部会長あいさつ	部会長	<部会長あいさつ>
	司 会 (教育総務課係長)	議事の進行については、部会長にお願いします。
3 議 事 (1) 井泉小学校の到着・出発場所について	部会長	議事に入る。本日の会議の目的は、井泉小学校でのバス到着・出発場所及び広報はにゅう掲載内容についての報告、並びにスクールバスの検討事項及び運行規程(案)について協議する。

	部会長	議事（１）井泉小学校の到着・出発場所について、事務局より説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	井泉小学校の到着・出発場所についてである。 (資料１) 井泉小学校でのスクールバスの到着・出発場所は、３案について検討中としていたが、今回「ＪＡほくさい旧羽生北支店」を借用することとなった。 案１のＪＡほくさい旧羽生北支店については、バス事業者に現地を見てもらい、特に問題ないとの意見であった。 １０月２７日には、市長がＪＡほくさい代表理事組合長宛てにバスターミナルとして使用することの要望書を提出し、概ね了解を得られた。 案２は、井泉小学校の校庭を使用するものであった。位置は、図の緑で囲まれた部分である。こちらもバス事業者に現地を見てもらったが、校庭に入るための進入路が狭く、使用は困難であるとの意見であった。 案３は、ＪＡほくさい旧羽生北支店の駐車場を使用するもので、位置は、図の青で囲まれた部分である。こちらは、ＪＡが入札により売却予定であり、市の契約手続上、購入することは困難であった。
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。 <特になし>
	部会長	議事（２）広報はにゅう１２月号でのスクールバス運行ルート案の掲載について
(２) 広報はにゅう う１２月号でのス クールバス運行ル ート案の掲載につ いて	事務局 (教育総務課長)	広報はにゅう１２月号の掲載事項についてである。(資料１)

		<p>1 2月広報に、前回までの協議により決定された運行ルート案を掲載する予定である。併せて、井泉小での到着・出発場所がJ Aほくさい旧羽生北支店となることもお知らせする。</p> <p>バス停留所のうち、私有地に侵入する蓮見商店、藤野呉服店、一区ごみ集積所、八幡神社については、それぞれ地権者、管理者の了解を得ることができた。</p> <p>広報掲載により、問合せ等が来ることが予想されるが、最終的にはバス運行事業者が決定した後に、運行に支障がないか確認した上で決定することになる。</p>
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	委員	<p>北袋ルートについて。蓮見商店、北袋集会所を経由し、南部幹線を右折することになる。私が思うには、その逆で左折の方が良いと思う。</p> <p>まず、北袋集会所、そして蓮見商店でUターンして左折の方がいいのではないか。南部幹線は非常に通りが激しく、そこを右折するのは非常に危険と思うが、いかがか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>現地を確認したときに、バスがUターンできるかどうかポイントであった。蓮見商店でUターンするには、手前の入口から入り、お店の前まで停まらないと、バスが入りきらないところがあり、お店に迷惑がかかる懸念がある。</p> <p>ただ、今の御意見から、バス事業者が決まったときに、もっと良い方法がないか提案を求めている。</p>
	委員	自分がどこのバス停を使ったらいいか、何か提示しておく必要はないか。
	事務局	最終的には、バスを利用するかどうか、アンケ

	(教育総務課長)	<p>ートをとることになると思われる。その上で利用するバス停の希望を採ることになる。</p> <p>バスは28人乗りの予定なので、希望を聞いた上で、もし人数を超えてしまう場合は、違うバス停を利用してもらえないか交渉していかないといけないと考えている。</p>
	部会長	三田ヶ谷小と村君小では、このバス停では誰が乗るといのは全て把握しているので、こちらに問合せいただければ保護者には説明ができる。
	委員	現時点では、あくまで案ということでよいか。
	事務局 (教育総務課長)	そのとおりである。最終的にはバス業者の決定後、判断することになる。
	委員	11月15日に地区の方に向けて、再編成だよりで新校名案をお知らせするが、バスの運行ルートは掲載されるのか。
	事務局 (教育総務課長)	再編成だよりには掲載しない。12月広報及び市HPにて掲載する。
	委員	新校名のときは、教育委員会から話もあったので、全校児童にお知らせをした。このバス運行ルート案については、学校から保護者や児童にはお知らせしたほうがよいか。
	事務局 (教育総務課長)	お知らせした方がいいという御意見であれば、配布資料を事務局で準備する。
	部会長	<p>三田ヶ谷小では、バス停を設定する上で、どのくらいの距離になるのか興味がある保護者が多く、多くの保護者と打ち合わせをした。</p> <p>具体的に運行ルートを見るのは、今回が初めてなので、どのような反応をしてくるかは少し不安</p>

<p>(3) スクールバスの検討事項について</p>	<p>部会長</p> <p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>ではある。トータルとしてバス停までの距離、歩く時間を含めて45分以内に抑えているところが肝だと考えている。</p> <p>(3) スクールバスの検討事項について、事務局より説明を求めた。</p> <p>スクールバスの検討事項についてである。通学部会当初からの協議事項で、まだ方針の決定していない3点についてである。</p> <p>(1) 突発的な対応についてである。 スクールバスは、運転士1名で運行する予定であり、基本的な対応は、運転士になる。対応方針としては、突発的な事象が発生した場合、バスを安全に停車させ、状況確認後、救急や警察への要請を行い、併せて学校に状況を報告することとしている。</p> <p>(2) 立哨当番、ボランティアのかかわりについてである。 地域によって、現在、登下校の見守りの実施の有無は異なるが、引き続き登下校の見守りについてお願いしたいと考えている。 特に、スクールバスの運行により、登下校時にバスが停車する場所では、保護者又はそれに代わる大人の方が一緒に見守っていただくようお願いしたい。</p> <p>(3) 乗り遅れ、遅刻・早退時の対応についてである。 スクールバスは定時運行のため、乗車時刻に遅れた児童を待っていることができない。乗り遅れた場合は、保護者に学校まで送り届けていただくことになる。遅刻や早退時も同様である。ただし、学校全体で急ぎよ下校時間が繰り上がる場合は、バス運行事業者と協議の上、対応することとした。</p>
----------------------------	------------------------------------	--

	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	委員	スクールバスは定時運行ということだが、例えばそのバス停で乗る児童が3人で、3人とも欠席であった場合は時間が来たら行ってしまうのか。
	事務局 (教育総務課長)	そうである。事前に乗らないことが分かっているならば、乗らないことの事前連絡は学校にして欲しい。
	委員	例えば、次のバス停なら間に合うといった場合に、そこから乗ることは可能か。
	事務局 (教育総務課長)	バスの運行会社に確認をしたが、基本的にそのバスで乗れなかった児童を次のバス停で乗せるという対応はできないとのことであった。決まったバス停で乗れなければ、学校まで送り届けていただくことになる。ただ事業者はまだ決まっていないので、事業者によっては大丈夫という可能性はある。
	委員	教職員の働き方改革の関係もあり、バスの出発時刻に教職員は通勤しておらず、出勤時間外になってしまう。バスの運転士に直接連絡が行くようなシステムはあたりするのかな。
	事務局 (教育総務課長)	システムはいろいろあり、例えば掲示板システムでそこに登録すれば、先生も教育委員会も保護者も確認・連絡ができるシステムもある。ただ、そういったシステムを持っている会社と契約できるかどうかは分からない。連絡する手段はいくつかあるが、基本的に事前に分かっているならば、今まで通り連絡をしていただければと思う。
	委員	例えばバスが早めについた場合は待っていると思うが、バス自体が雨などで遅れてしまった場

	事務局 (教育総務課長)	<p>合に、バスが来ているかどうかは、子どもは分かるようになってきているのか。また、バス停まで行く途中で何かで、その班みんなが遅れてしまった場合でも、バスは時間が経ってしまったら行ってしまうことになるのか。</p> <p>バス停に行き、バスが経過してしまったかどうかを直接確認する方法は、スマートフォンを持っていない限りできない。バスの位置を確認できるシステムを導入することは、契約条件に盛り込む。</p> <p>2点目については、基本は定時運行であるので、時間でバス停に児童がいなければ、バスは出発してしまうことになる。</p>
	部会長	<p>バスマザー的などところにも関係しており、PTA部会でもこの件については検討しなければと話をしている。三田ヶ谷小で個別に相談があったが、バス停によって、20人集まるバス停もあれば、3人しかいないバス停もあり、その場合3人で当番を回さなければいけないので、不公平だと言われた。そこは課題だと考えている。</p> <p>三田ヶ谷小は、御近所に助けてくれる人がいる所を選んだので、大丈夫と思っているが、PTAの組織に盛り込むようにしないと、今後は厳しいと考えている。</p>
	委員	<p>バスがスタート時にトラブルがあったとすると7時半だが、教職員の出勤が8時なので、基本的には学校にいない。実際にいないのかと言われたら、出勤しているかもしれないが、法的に言えば、誰もいないことになる。</p> <p>先ほど、休みがあった場合は学校を通すとか、トラブルがあった場合、学校に状況報告し対応を協議する、学校は必要に応じて現地確認し、保護者への連絡を行うとあった。</p>

(4) スクールバスの運行規程(案)		<p>学校保健安全法という法律があり、登下校の責任について学校は、警察行政との連絡調整のみとなっている。実際に登下校の安全を確保するのは、保護者と思っている。</p> <p>そのことを前提に置いてスタートしていかないと、学校が何でもやるようなシステムで法律的におかしいとなったときに、ここはしっかりと議論しておく必要があると考えている。</p> <p>例えば先ほど、ルート案は学校から児童、保護者に提示すると話があったが、学校がそこまで関与していいのかと思う。</p> <p>登下校のことについては保護者の領域なので、三田ヶ谷、村君の話でPTAでやるのは分かるが、学校があまり関与するのはいかがなのかと考えている。</p> <p>学校の先生の勤務時間は8時あるいは7時50分ぐらいである。その前にバスが来る。それに対応する。どうしても学校がやるのであれば、日直と同じで、朝当番をつけて勤務時間を調整する。ただ基本的には、登下校のことについては保護者の範疇である、ということを前提として議論していただけるとありがたい。</p>
	部会長	<p>今後PTA部会でしっかり話させていただき、こちら側でしっかり考えていく必要があると認識していきたい。</p> <p>また、先生方の勤務時間というのをしっかり把握した上で、検討していきたい。</p>
	委員	<p>言葉はきついが、登下校時などはサービスでやっていることである。それを理解して、朝の連絡は受けられないという前提で、議論を進めていただけるとありがたい。</p>
	部会長	<p>議事(4)スクールバスの運行規程(案)について、事務局より説明を求めた。</p>

<p>について</p>	<p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>スクールバスの運行規程(案)についてである。 スクールバスの運行は、民間運送業者へ業務委託とする。今回、運行規程のうち、委託内容の大枠について、挙げさせていただいた。</p> <p>(1) 運行内容についてである。</p> <p>基本運行日数は、210日程度、便数は、登下校とも4ルートとし、登校1便、下校2便を予定している。その他、一斉下校や台風・地震等の緊急時においては、柔軟に運行時間を変更することとする。</p> <p>(2) 乗務員についてである。</p> <p>各バス運転士1名で運行する。ただし、年度当初の10日間は、添乗員1名を配置することとする。また、運転士は、乗車、降車人数の確認を乗車名簿等で確実にを行うこととする。</p> <p>(2) その他である。</p> <p>毎年、入学式前に入学予定の児童及び保護者の不安解消のため、乗車による試乗会を2回以上実施することとする。また、バスの位置をスマホ等で確認できるシステムを導入する。</p>
	<p>部会長</p>	<p>事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。</p>
	<p>委員</p>	<p>スマートフォンで確認できるシステムについてである。今の時代、保護者がスマートフォン一つで今日はお休み、今日は出席とか、それを運転士が把握する。そういったICTを駆使したものがもう簡単にできるような気がするが、これは予算的な問題なのか。</p>
	<p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>予算的な問題はもちろんある。そういったシステムを持っているバス会社もあれば、持っていないために、システムをバス会社が買わなければならない場合などである。</p> <p>個人情報に当たるので、保護者の同意が必要に</p>

(5) その他		なるが、そういったICTを駆使した方法については、もう少し検討する必要があると考えている。
	委員	バス会社が決まった後、検討することはできないのか。
	事務局 (教育総務課長)	バス会社が決まった後に検討した内容に対応してもらうのは難しい。条件によっては費用が発生し、その条件を事前に提示していたら、入札結果が変わっていた可能性も出てくるためである。実際に運行していく中でどうしても支障が出てくることについては対応は有り得る。
	委員	バス会社はいつ頃決まるのか。
	事務局 (教育総務課長)	今年度中を予定している。
	委員	年度当初の10日間、添乗員が乗ることになるが、業者の人でよいのか。また、この人は何を確認するのか。
	事務局 (教育総務課長)	事業者で対応する。バスは指定席であるので、子どもたちがバスに乗った後に、着席案内や、シートベルトの着用指導などになる。
	委員	それは、保護者が乗らないと分からないのではと思うがいかがか。
	事務局 (教育総務課長)	今回は初めてバスが導入されることになるので、令和7年3月中に保護者も含めた試乗会を実施することを考えている。
	部会長	議事(5)その他について、事務局より説明を求めた。

4 閉会	事務局 (教育総務課長)	<p>通学部会スケジュールについてである。</p> <p>スクールバスについては、運行規程案を作成し、保護者説明及び意向調査等を行う。説明会の時期は、各学校と調整を行いたい。</p> <p>通学路については、バス運行事業者が決定し、バスルートが確定した後にルート選定となるため、来年度以降の協議になる予定である。</p>
	部会長	<p>事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。</p> <p><特になし></p>
	部会長	<p>次回の会議の日程について、事務局の説明を求めた。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>次回の会議は、令和6年1月24日水曜日、午後6時30分から、三田ヶ谷公民館である。</p> <p>次回の会議では、運行規程(案)について協議したい。</p>
	部会長	<p>本日の議事を終了する。</p>
<p>【配布資料】</p> <p>資料1 資料1 第7回通学部会</p>		